

管理 No.	H076
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:保健所 医療政策課
(医事業事係 / 93-8392)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	死体解剖の許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)
	根拠規定条項	第2条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第2条第2項
	審査基準	[死体解剖の許可に係る審査基準] 死体解剖の許可に係る審査基準については、基準法令の規定のほか、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なことから、申請書及び添付書類の提出により、個別に審査する。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>[根拠法令] 死体解剖保存法 〔保健所長の許可〕 第2条 1 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合 二 医学に関する大学(大学の学部を含む。以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合 三 第八条の規定により解剖する場合 四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百九条(同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。)、第百六十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合 五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十九条第一項又は第二項の規定により解剖する場合 六 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第十三条第二項の規定により解剖する場合 七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第六条第一項(同法第十二条において準用する場合を含む。)の規定により解剖する場合 2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。 3 略</p> <p>[参考法令] 死体解剖保存法施行規則 〔許可申請〕 第1条 1 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号。以下法という。)第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、死亡の事実を証明する書類(第一号書式)及び解剖に関する遺族の承諾書(第二号書式)又は法第七条第二号の規定に該当することを証する証明書(第三号書式)並びに医師及び歯科医師でない者にあつてはその履歴書を添えて、解剖をしようとする地の保健所長に提出しなければならない。 一 住所、氏名及び年令 二 医師又は歯科医師であるときはその旨 三 解剖を必要とする理由 四 解剖をしようとする場所 五 解剖に関する履歴の詳細(解剖に従事した学校又は病院の名称、経験年数、剖検数等を明記のこと。)</p>